

令和5年1月 名古屋港審議会専門部会会議録

- 1 開催日時 令和5年1月17日(火) 午前10時26分～午前11時14分
- 2 開催場所 アイリス愛知2階 コスモスの間
- 3 出席者氏名 (50音順、敬称略)
部会長 黒田達朗 (椋山女学園大学現代マネジメント学部教授)
委員 伊藤勝人 (名古屋港管理組合議会議長)
うかい春美 (名古屋港管理組合議会副議長)
金田学 (愛知県都市・交通局長)
日下雄介 (名古屋市住宅都市局長)
杉浦毅 (名古屋港長)
杉本恒 (全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長)
富田英治 (国際臨海開発研究センター調査役)
藤森利雄 (名古屋港運協会会長)
武藤正春 (東海倉庫協会会長)
臨時委員 白井正興 (中部地方整備局名古屋港湾事務所長)
廣松智樹 (中部運輸局交通政策部長)
(委任状提出)
笹田裕典 (名古屋海運協会会長)
(欠席)
稲田雅裕 (中部地方整備局長)
大石英一郎 (中部運輸局長)
(名古屋港管理組合出席者)
専任副管理者 鎌田裕司
企画調整室長 小出真二
総務部長 酒井隆
港営部長 米津仁集
建設部長 大野孝宏
企画調整室総合調整担当理事 宮田亮

企画調整室次長	桑	山	幹	根
企画調整室政策推進担当参事	塚	上	久	司
総務部県市政策調整担当参事	伊	藤	禎	浩
建設部総合開発担当部長	河	合		誠

会 議

[開会の辞]

○司会者・松原調整担当課長 定刻前でございますが、皆様お集まりのようですので、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を務めております、名古屋港管理組合企画調整室調整担当課長の松原でございます。よろしくお願いいたします。

冒頭に、お写真を撮る時間を少し取らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

[写真撮影]

ありがとうございました。

本来であれば、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただくのが本意でございますが、お時間の都合もございますので、お手元に配付させていただきました名簿及び席次をもちましてご紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、ご発言の際には、恐れ入りますが、お名前をお願いできましたら幸いです。

当部会の議事進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして、部会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

早速でございますが、部会長のご挨拶をもちまして会議に入らせていただきます。

黒田部会長、よろしくお願いいたします。

[部会長挨拶]

○黒田部会長 部会長を務めさせていただいております、椋山女学園大学の黒田達朗と申します。よろしくお願いいたします。

失礼ですけれども、座って進めさせていただきます。

ただいまから名古屋港審議会専門部会を開会いたします。

本日ここに名古屋港審議会専門部会を招集させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件につきましては、「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」及び「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。

よろしくご審議の上、適切なお議決を賜りますようお願い申し上げます、簡単

でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

早速でございますが、会議を進めてまいります。

初めに、専任副管理者からご挨拶をお願いいたします。

[専任副管理者挨拶]

○鎌田専任副管理者 おはようございます。専任副管理者の鎌田でございます。

委員の皆様方には、日頃より名古屋港の発展のためご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年令和4年の名古屋港の港勢について、推計値ではございますが、総取扱貨物量は約1億6,300万トンとなり、21年連続して日本一、外貿コンテナ取扱個数につきましては254万TEUとなり、全国第3位となる見込みでございます。

こうした中、本港におきましては、直轄事業で進めていただいております飛島ふ頭R1岸壁の耐震化及び水深15mへの増深工事が完了し、昨年10月に供用開始いたしました。引き続き、中部圏のものづくり産業を物流面で支える国際産業戦略港湾の実現に向けて、コンテナや完成自動車の取扱機能の強化に取り組んでまいります。

さらに、ものづくり産業の成長と地域のカーボンニュートラル実現の両立に向け、名古屋港が地域の脱炭素化に貢献できるよう、今年度末までに名古屋港カーボンニュートラルポート形成計画を策定する予定で作業を進めているところでございます。

また、防災対策といたしましては、防災施設のハード・ソフト対策両面において、安全・安心を支える港づくりの取組を進めております。

加えまして、良好な港湾環境の形成に向けて環境施策に取り組んでおり、また、名古屋港水族館をはじめとする諸施設の充実など、親しまれる港づくりにも力を入れております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日諮問させていただきますのは、先ほど部会長からご発言のとおり、「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」及び「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。

名古屋港港湾計画の軽易な変更につきましては、中川運河の北支線におきまして土地利用計画を変更し、緑地を位置づけるものでございます。また、港湾環境整備

負担金対象工事の指定につきましては、令和4年度の負担金の対象となる港湾工事等を指定させていただくものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○黒田部会長　　ありがとうございました。

今ご紹介いただいたように、コロナも3年になりまして、当初は国際的な物流も随分混乱したんですけれども、ようやく定常状態に戻りつつあるということかと思えます。

[委員出席状況報告]

○黒田部会長　　それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況についてご報告をお願いいたします。

○事務局・松原調整担当課長　　それでは、報告させていただきます。

本日は、臨時委員としまして、中部地方整備局白井様、中部運輸局廣松様にご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、臨時委員を含めた委員総数15名のうち、ご出席いただいております委員は12名、委任状をご提出いただきました委員が1名、合計13名でございます。

したがって、名古屋港審議会条例第7条第2項に定めております、会議の開催に必要となる委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

○黒田部会長　　ありがとうございました。ただいまのご報告のとおりでございます。

[会議録署名者の指名]

○黒田部会長　　続きまして、本日の会議録の署名者でございますが、金田委員と藤森委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

[審議]

○黒田部会長　　それでは、審議に入らせていただきます。

まず、名古屋港港湾計画の軽易な変更についてご説明をお願いいたします。

○小出企画調整室長　　企画調整室長の小出でございます。

私から、名古屋港港湾計画の軽易な変更についてご説明させていただきます。

着座にて失礼させていただきます。

お手元には、A4 縦の「名古屋港港湾計画書（案）」及び「計画資料（案）」、A4 横の「説明資料」をお配りさせていただいております。

本日は A4 横の説明資料を用いてご説明をさせていただきます。また、前面のスクリーンにも資料をお示しさせていただいておりますので、併せてご覧ください。

それでは、説明資料の 2 ページ目をご覧ください。

港湾計画の変更箇所をお示ししております。

今回の変更箇所は、図中の赤丸でお示ししております、中川運河の上流部に位置します、北支線と呼ばれる地区となります。そして、この地区におきまして港湾環境整備施設計画の変更及び土地利用計画の変更を行うものでございます。

3 ページをご覧ください。

今回の計画変更の背景についてご説明いたします。

資料の左側にお示ししておりますとおり、平成 24 年に、本組合と名古屋市におきまして、おおむね 20 年先を見据えた中川運河再生計画を策定いたしました。

説明資料中央をご覧ください。

この再生計画では、赤色でお示しいたしました北幹線及び北支線、東支線のエリアをにぎわいゾーン、青色でお示しいたしました中幹線のエリアをモノづくり産業ゾーン、緑色でお示しいたしました中幹線の一部及び南幹線のエリアをレクリエーションゾーンと、3つのゾーンに分けまして、各ゾーンごとに、資料右側にお示しいたしましたとおり再生イメージを掲げております。

4 ページをご覧ください。

中川運河再生計画においてお示した3つのゾーンのうち、今回の計画変更に関わるにぎわいゾーンについてご説明させていただきます。

資料中央あたりに赤く塗られた箇所ににぎわいゾーンでは、ささしまライブ 24 地区の開発と連携し、都心地域に集まる人々が訪れたいくなるような「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成を目指しており、中川運河の魅力と回遊性を高めるため、プロムナードを設置することとしております。

5 ページをご覧ください。

次に、北支線周辺における開発状況についてご説明させていただきます。

資料中央にお示ししております北支線及び東支線、北幹線が交差する、緑色で台形に塗られました箇所でございますが、こちらには名古屋市上下水道局により整備

されました露橋水処理センターが立地しており、平成31年には、資料右側下段にお示ししておりますように、その上部空間を利用した広見憩いの杜が供用開始し、人々の憩いの場として利用されております。

また、堀止地区におきましては、資料右側中段にお示ししておりますように、本組合が堀止緑地の整備を進めており、今年度末の全面供用開始に向けて取り組んでおるところでございます。広見憩いの杜と併せまして、ますます人々の憩いの場が広がってまいると考えております。

さらに、堀止地区の東側、資料中央の青色で塗られている箇所につきましては、令和4年度から5年度にかけて名古屋市において公募の実施が予定されており、周辺のまちづくりと一体となった、にぎわいの創出を目的とした施設の整備が進んでまいります。

また、令和9年頃にはリニア中央新幹線が開業する予定であることから、名古屋駅に程近い堀止地区及びその周辺への来訪者の増加が大いに期待されるところでございます。

6ページをご覧ください。

このようなにぎわいゾーンに位置する北支線周辺における様々な開発状況を踏まえ、本組合では、周辺開発と連携いたしまして港湾環境の魅力向上を図るため、令和5年度より堀止地区と広見憩いの杜を結ぶ北支線左岸のプロムナードを優先的に整備していくこととし、今回、計画の変更におきまして、このプロムナードを緑地として港湾計画に位置づけることといたしました。

港湾計画には、資料右側にお示ししておりますように、緑色で示した既に整備済みの広見憩いの杜プロムナード、黄色でお示しいたしました本組合が新たに整備予定の北支線部を合わせまして、赤色でお示しました箇所を計画に位置づけてまいります。

7ページをご覧ください。

ここでは、港湾計画の変更内容を具体的にご説明させていただきます。

1つ目は、港湾環境整備施設計画についてでございます。

内港地区中川運河北支線におきまして、市街地の貴重な水辺空間を活かし、緑地間を結ぶプロムナード等の整備を図るため、資料左側にお示ししておりますように、緑色で塗られた箇所を新たに緑地0.5haとして位置づけてまいります。

また、資料右側に断面図をお示ししておりますが、運河側のプロムナード部につきましては、幅 5m で水際遊歩道を整備いたしてまいります。さらに、運河橋及び猿子橋付近の橋詰部におきましては、幅 9m におきまして土地利用計画を港湾関連用地から緑地に変更し、市道からプロムナード部へアクセスするためのスロープ・階段を整備いたします。

8 ページをご覧ください。

土地造成及び土地利用計画の変更でございます。港湾環境整備施設計画の変更に伴い、中川運河の土地利用計画を変更するものです。

今回、緑地はプロムナード部及び橋詰部におきまして 0.5ha 増加することとなりますので、中川運河全体の緑地 5.1ha に 0.5ha を加えまして、5.6ha に変更いたします。また、港湾関連用地は、橋詰部などを港湾関連用地から緑地に 0.2ha 変更することから、中川運河全体の港湾関連用地 44.8ha を 0.2ha 減らし、44.6ha に変更いたします。

9 ページをご覧ください。

こちらでは、港湾計画図の変更前後の比較をお示ししております。

右の図のとおり、今回変更された箇所について緑色赤枠で囲ってお示しております。

10 ページをご覧ください。

環境への影響と評価についてでございます。

今回計画の変更によりまして環境への影響については、予測項目に対する環境への影響及びその評価をまとめたものとなります。

今回計画の予測項目につきましては、動物及び植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場の 4 つとなります。いずれの項目も今回計画の変更による影響は小さいと考えられ、評価といたしましては、今回計画の変更に伴う負荷の変化は小さいと予測されることから、今回計画が周辺の環境に与える影響は小さいものと考えております。

これまでの計画内容につきましては、計画書（案）、計画資料（案）を用いて、改めて簡単にご紹介させていただきます。

恐れ入りますが、お手元に配付させていただいております A4 縦の冊子、まずは計画書（案）をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、次のページには平成 27 年港湾計画改訂以降の経緯、1 枚めくっていただきまして目次、さらに 1 枚めくっていただきまして、1 ページ目には変更理由を記載しております。2 ページ目には港湾環境整備施設計画を記載しております。また、3 ページ目には土地造成及び土地利用計画を記載し、1 枚めくっていただきました 4 ページ目には計画変更箇所の位置図を記載させていただいております。5 ページには港湾計画図を記載させていただいております。

次に、同じくお手元にお配りさせていただきました計画資料（案）をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次、1 枚はねていただきますと変更理由を記載させていただいております。2 ページには港湾の環境の整備及び保全に関する資料を、3 ページから 4 ページにかけては土地造成及び土地利用に関する資料を記載しております。5 ページには環境の保全に関する資料を記載し、続いて 6 ページには名古屋港審議会専門部会の名簿を記載させていただいております。

恐れ入りますが、説明資料にお戻りいただきまして 11 ページ目を、また、前面のスクリーンを併せてご覧いただければと存じます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

本件につきましては、本日の専門部会にお諮りし、答申をいただいた後、2 月の名古屋港管理組合公報におきまして今回計画の概要を公告し、その後、国土交通大臣へ計画書などを送付する予定でございます。

以上をもちまして、名古屋港港湾計画の軽易な変更に関する説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○黒田部会長　ご説明、ありがとうございました。

ただいまご説明のありました本件につきまして、ご質問またはご意見がありましたら、どなたからでも結構ですので、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○富田委員　富田でございます。

大変わかりやすいご説明、ありがとうございました。

中川運河については、それこそ何十年も前から環境改善のためにいろんな取組を今までされてきているわけですがけれども、これまで、特にこういった場所をにぎわ

いゾーンにしていこうと思うと、水質なんかもきれいにしていかなきゃいけないとか、いろんなことをしなきゃいけないと思うんですが、今までどういった取組をされてきて、そしてあと、この計画の後さらにどんな取組をしようとされているのかというところ、もしあれば、お聞かせいただければなというのが1つです。

それから、今日ご説明のあった北支線左岸については、令和5年から整備を進めるということだったと思うんですが、こういった整備というのは、その場所に立地している企業さんですとか周辺の住民の方とか、多分調整しなきゃいけない相手方の方もたくさんいらっしゃると思うんですけどね、この事業を進めていく上にあって、そういった何か問題点というか、乗り越えなきゃいけないような課題が何か今時点であるのかどうか。

それからあと、どれくらいの期間かかるというふうにお考えになっているのか。

それからもう1つは、このプロムナードのところって、夜間でも使えるようなことを考えておられるのか。要するに、夜間照明なんかをして夜の散歩にも使えるような感じで考えておられるのかどうか。

それらについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○黒田部会長 事務局のほうからお願いいたします。

○河合総合開発担当部長 名古屋港管理組合総合開発の河合といいます。よろしくお願
いいたします。

まずは、中川運河のこれまでの取組でございますけれども、委員がおっしゃられました水環境、そういったものを改善する施策のほか、飲食・物販、そういったにぎわい施設といったものを誘致してきたりだとか、あとは、運河の水上交通、船です、舟運。その部分の定期運航、その誘導とか、そういった様々な取組を行っているところです。

また、今後どういうふうにしていくのかということでございますけれども、今回、中川運河の再生計画に基づきまして取組を進めているところですが、これが平成24年に策定いたしましたので、おおむね10年ぐらいもう経過しております。再生計画の今後の10年をどういうふうな形で取り組んでいったらいいかということについて、今名古屋市とともに、どういったことをやっていこうかということを検討を進めているところです。そういったことを含めて、中川運河の再生の計画というものの更新に向けて、今現在作業を進めておるところでございます。

それから、プロムナードについてでございますけれども、まず、このプロムナードを整備するに当たっている、近隣の住民の方やそこに立地している企業の方々については丁寧に説明いたしまして、今回の整備についてはご理解を賜っているというところでございます。

ただ、今回の説明資料にありましたように、今回のプロムナードというのは、既設の護岸の前、海側というか水路側に新しい護岸を設置して、それで整備をしていくということですので、多額な事業費がかかるものということです。それをきちっと、事業を円滑に遂行していくためには、やはり予算の確保をきちっとしていくというのが課題の一つではないかなというふうに捉えているところです。

整備の目標でございますけれども、これも説明の資料の中の計画の変更の背景の中でちょっとありましたけれども、リニア中央新幹線が令和9年度に開業ということですので、このプロムナードにつきましても、令和9年度の完了を目標として進めてまいりたいと考えています。

あと、夜間の部分ですけれども、まだちょっと運営、細かいところまでは決めていないですけれども、照明につきましては設置する予定です。ただし、やっぱり管理の話いろいろございますので、その部分については、夜間非常に危なかったりだとか、水面がございますので、落ちたりだとか、そういったことがありますので、その部分の管理、危険がないような管理の手法ということを考えていくということが大事であるというふうで、その部分については今後、完成してから、運営の部分できちっと詰めていきたいというふうに考えています。

○黒田部会長 富田委員、いかがでしょうか。今のお答えでよろしいですか。

○富田委員 ありがとうございます。

○黒田部会長 ほか何か、委員の方々からご質問、ご意見ありますでしょうか。

お願いいたします。

○白井委員 名古屋港湾事務所の白井です。

意見というかお願いというか。

幹事会でも意見が出たと思うんですけれども、昨年末港湾法が一部改正されました。主な内容といたしましては、脱炭素化計画、いわゆるカーボンニュートラルですね、これらの計画の位置づけとかいった内容が、計画づくりがメインですけれども、この中で港湾緑地、今回の変更の対象にもなります港湾緑地ですけれども、従

来であれば、やっぱり港湾施設は公共施設ということで、一時的な使用許可という程度のことしかできなかったかもしれないですけども、今回の港湾法の改正で、収益施設に対して長期貸付けできるということになりました。

これによって、カフェなどの民間事業者が港湾緑地に立地することも可能ということになりましたので、今回の港湾計画の変更と合わせて、より効果的ににぎわい創出につなげていただけたらと思います。

これは特に質問ではございませんので。失礼いたします。

○黒田部会長 特にお答えは結構ですか。

何か事務局のほうから。さっき、ちょっとご説明にも出ましたが、商業施設を計画されているので。

○河合総合開発担当部長 今ですね、プロムナードの部分の審議の中で、港湾計画の変更の部分で、カフェだとかそういった形が立地できるというところで。

今回お示しさせていただきましたにぎわい施設、特に、堀止緑地というような大きな緑地があって、そこからプロムナードをつくっていく、そういった意味では、にぎわいという意味では、中川運河のさらなる魅力向上ということで、今回の港湾計画の変更というものについても、我々としてもいろいろ前向きに取り組んでいきたいなと考えております。これからガイドラインとかいったものが示されるとお聞きしておりますので、そういったものを踏まえて、我々としても検討していきたいと思っています。

○黒田部会長 ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

名古屋って、ご承知だと思いますが、東京、大阪、京都に比べると水辺が少ないというのは、少し地理的な欠点と昔から言われていまして、洪水の関係とかがあったんだと思いますが、今回の中川運河の再開発みたいなものも、名古屋でそういう水辺のにぎわいみたいなものをできるだけプロモートしたいという趣旨でございます。

それでは、ご意見出尽くしたようでございますので、本件につきましては、管理者の諮問案を適当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、続きまして、港湾環境整備負担金対象工事の指定につきましてご説明をお願いいたします。

○米津港営部長 港営部長の米津でございます。

私から、港湾環境整備負担金対象工事の指定についてをご説明いたします。

失礼いたしまして、着座にてご説明させていただきます。

お手元には、白い冊子「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」とカラー刷りの「説明資料」をお配りしておりますが、カラー刷りの説明資料に負担金制度の概要などを取りまとめておりますので、まずはこれに沿って説明させていただきます。

よろしいでしょうか。

初めに、港湾環境整備負担金制度の概要についてご説明いたします。

制度の趣旨についてです。

港湾は、流通や生産の場として多様な活動が行われています。そのため、他の地域と比較して事業活動の集積が著しく、環境問題も発生しやすいことから、環境の整備・保全が特に必要な状況にあります。

こうした中、港湾管理者は港湾全体の立場から環境保全のための事業を行っており、その事業の効果は、港湾で事業活動を営んでいる事業者にも及びます。

そこで、港湾で事業活動を営む事業者の方々にも費用の一部負担を求めることができる港湾法において定められています。これを受けて、本組合でも、名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき、負担対象工事を指定し、負担金の徴収を行っております。

港湾環境整備負担金の対象となる工事は、港湾管理者が施工する3つの工事となります。1、緑地等の港湾環境整備施設の建設または改良の工事、2、除草等の港湾環境整備施設の維持の工事、3、港湾における漂流物の除去等の工事が該当し、このうち、制度の趣旨に適合し、港湾管理者が指定、告示したものが負担金の対象工事となります。

4ページにまいります。負担区域についてです。

負担対象工事は、種類により対象となる区域が異なります。負担区域は、都市計画画及び港湾法に基づき定められ、港内の陸域である臨港地区、水域である港湾区

域が対象となっております。港湾環境施設の建設・改良の工事と維持工事については臨港地区のみ、港湾における漂流物の除去等の工事については臨港地区と港湾区域を合わせた区域が負担区域となります。

5 ページにまいります。

負担対象となる事業者の方は、毎年度末の3月31日時点の負担区域内にある工場または事業場の水面を含む敷地面積の合計が1万平方メートル以上の事業者の方となります。負担対象事業者は、原則、工場・事業場の土地所有者ではなく、現に事業を営んでいる事業者の方となります。

6 ページにまいります。

負担金の計算方法では、まず、負担対象工事費に負担割合を乗じます。負担割合は、負担対象工事に要した費用のうち、事業者の方に負担していただく割合のことです。対象工事費の2分の1を基本とし、工事の種類や規模、港湾立地企業との関係性等を考慮して、港湾管理者が負担対象工事ごとに定めております。その負担割合を乗じたものに、負担区域全体の工場・事業場敷地面積等を分母、各事業場の敷地面積等を分子として乗じた額が各事業者の方の負担金の額となります。

7 ページにまいります。

負担金の徴収手続の流れをご説明いたします。

負担対象工事の完了後、事業者からの敷地面積の届出により、事業場面積の集計や負担対象工事の選定を行い、既に名古屋港臨港地区内企業連絡懇話会にてブロック別代表事業者の皆様方へ説明させていただいております。その後、港湾法に基づき名古屋港審議会の意見聴取を行った後、負担対象工事の指定の告示、負担対象事業者の方への負担金額の確定通知を経て、事業者の方々に負担金の納付を行っていただいております。

以上が港湾環境整備負担金制度の大まかな説明となります。

8 ページにまいります。

それでは、本年度の負担対象工事の指定（案）につきましてご説明いたします。

まず、3つある負担対象工事の1つである、港湾環境整備施設の建設または改良の工事です。

当該工事について、本年度は、中川運河（堀止）緑地整備工事、楠広場整備工事の2件が対象工事となっております。

中川運河（堀止）緑地整備工事は、中川運河の堀止地区におきまして、平面図の赤色で示した部分の舗装、石積み工、転落防止柵の整備及び植栽を行いました。

11 ページにまいります。

楠広場整備工事は、楠広場におきまして野球場の門扉の設置及び防球ネットのカーテン部分、くぐり部分の閉塞を行いました。

12 ページにまいります。

これらの工事に要した費用は、中川運河（堀止）緑地整備工事が 1,881 万 5,000 円、楠広場整備工事が 1,026 万 5,000 円、合わせて 2,908 万円となっております。

負担対象工事に要した費用のうち、事業者の方々にご負担いただく負担割合は、原則 2 分の 1 でございますが、それぞれ緑地の性質を考慮し、中川運河（堀止）緑地整備工事は、都市機能と連携し一般市民の利用が多く見込まれる緑地に係る工事のため 16 分の 1、楠広場整備工事は、周辺住民の受益が多く見込まれる緑地に係る工事のため 8 分の 1 としています。

13 ページにまいります。

続きまして、2 つ目の港湾環境整備施設の維持の工事です。

この工事では、名古屋港内の既に整備した臨港緑地や緩衝緑地において、除草、清掃、付属施設の修繕等を行っています。

14 ページにまいります。

これらの維持工事に要した費用は 2 億 2,028 万 5,000 円で、負担割合は 2 分の 1 となります。

15 ページにまいります。

最後に、港湾における漂流物の除去等の工事でございます。これは港湾区域である水域において大型漂流物の除去等を行うものです。

16 ページをお願いします。

漂流物除去等のための工事に要した費用は 3,550 万 2,000 円で、負担割合は 2 分の 1 となります。

17 ページにまいります。

以上のことから、今年度の港湾環境整備負担金徴収予定額は、表の一番下、右から 2 つ目に赤く囲んでおります 1 億 292 万 8,000 円で、1 平方メートル当たりの負担金額は、その右の欄の 3 円 66 銭となるものです。

港湾環境整備負担金の概要等については以上でございますが、お手元に配付しております白い冊子の「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」についてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、1ページ目に負担対象工事の指定の趣旨について掲載しております。港湾法及び名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき、令和4年度の負担金の徴収対象に指定する港湾工事を定めるものでございます。

次に、2ページ、3ページには、先ほどご説明いたしました負担対象工事の概要等の内容について一表にまとめたものを掲載してございます。

次の4ページにつきましては、緑地整備の施工箇所図を掲載してございます。

以上をもちまして、港湾環境整備負担金対象工事の指定についての概要説明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○黒田部会長　ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がありました本件につきまして、委員の方々からご質問またはご意見がございましたら頂戴したいと思います。どなたからでも結構ですので、挙手の上、お願いいたします。

杉本委員。

○杉本委員　全港湾の杉本です。

丁寧なご説明、大変ありがとうございます。

今の環境整備についてちょっとご質問ですけれども。

先ほどの説明で、中川運河（堀止）地区の工事ですね、改良工事の分担金の中で、市民の利用が多い等を考慮した上で、負担割合を16分の1となっておりますけれども、この工事が完了した後、当然、この環境整備等でも負担金が発生してくると思うんですけれども、そうなった場合の負担割合はどのようになってくるのでしょうか。

2で説明されたように、港湾環境整備施設の維持工事に負担割合2分の1で計算されるのか、それとも、先ほど説明あったように市民の利用等が多いことを考慮した上での改良工事等と同じような16分の1または8分の1という計算でやっていくのか、そういったところを聞かせていただきたいです。

○黒田部会長　お願いいたします。

○米津港営部長 港湾整備環境負担金の負担割合についてご回答させていただきます。

この中川運河のにぎわいゾーンでございますけれども、プロムナード等の整備は、今回、堀止地区の緑地の整備につきましては16分の1という負担割合でさせていただきます。

また、将来のプロムナードの整備等につきましても、港湾環境整備負担金の工事が対象となるとも考えてございます。

その負担割合につきましても、この中川運河の緑地の整備につきましては、16分の1相当で負担金を考えていくと考えてございます。堀止のところでございます。維持管理につきましては、ご説明させていただきましたとおり、2分の1という負担割合にてお願いするものと考えてございます。

以上でございます。

○黒田部会長 ありがとうございます。

杉本委員、何かよろしいですか。

○杉本委員 2分の1ということですがけれども、私案でしかないのかもしれないですがけれども、この環境整備、地図を見ると、大体港頭地区、実際に我々が直接関係するようなところで使われているというところはあるんですけれども、この中川運河の堀止地区に関していえば、あまり関係ないのではないかなと感じられるんですよ、実際港湾で働く者からすれば。

そういったところでいけば、2分の1というのはちょっと、金額的にどのようになるのかわからないですがけれども、負担割合としてはちょっと高いのではないかなとは感じます。

○黒田部会長 何かお答えありますか。

○米津港営部長 臨港緑地等の維持費につきましては、2分の1での負担という形で、名古屋港全体の臨港地区内におけます緑地等の整備におけます費用の全体の2分の1という形で負担いただいておりますので、この地区に限って個別に負担割合を変えたいというものではございませんので、そのような形で進めさせていただきたいと考えております。

○杉本委員 それはどうしても変えられないものなんですか。

○米津港営部長 建設改良工事ですね、緑地の整備等につきましては、負担割合をそこに応じて改良してございますけれども、この地区に限って、維持工事の値段が変わ

ってくるというものではございませんので、そこは2分の1という線でご理解いただきたいと考えております。

○黒田部会長　よろしいですか。

名古屋港の中では、何ていうんですかね、どちらかという市の公共施設に近いような位置づけにもなりますので、将来にわたってまた少しご検討いただいたほうがいいかなと私もちょっと思いますので。喫緊にというわけでございますが、また事務局のほうでも、市と協議しながらご検討いただければと思います。

ほか、何かございますでしょうか。

よろしければ、ご意見、ご質問出尽くしたようでございますので、本件につきましては、管理者の諮問案を適当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは、原案のとおり答申することに決定いたします。

以上をもちまして、本日の審議は終了いたしました。

会議の終了に当たりまして、専任副管理者からご挨拶をお願いいたします。

〔専任副管理者挨拶〕

○鎌田専任副管理者　委員の皆様方におかれましては、慎重なご審議をいただきましてありがとうございます。

今回お認めいただきました計画変更などによりまして、貴重な水辺空間を活かしたにぎわいづくり、名古屋港管理組合としてのにぎわいづくりなど、しっかりと取り組んでまいります。

今後とも、名古屋港の発展のため格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

〔部会長閉会挨拶〕

○黒田部会長　ありがとうございます。

会議の終了に当たりまして私からも、着座のままご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、熱心なご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

皆様のご協力によりまして適切な答申ができますことを心から御礼申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして名古屋港審議会専門部会を閉会いたします。

ご協力どうもありがとうございました。

○司会者・松原調整担当課長　これをもちまして名古屋港審議会専門部会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

会議録署名者 部 会 長 黒 田 達 朗

委 員 金 田 学

委 員 藤 森 利 雄